

大分大学経済学部及び大学院経済学研究科自己評価委員会規程

平成16年4月1日制定
平成16年経済学部規程第5号

(目的及び設置)

第1条 大分大学経済学部及び大学院経済学研究科に、教育研究活動等の自己点検及び自己評価の実施に関し、基本的事項の策定及び点検・評価のとりまとめを行うことを目的として、大分大学経済学部及び大学院経済学研究科自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 学科長
- (4) 教務委員会の委員 1人
- (5) 入試委員会の委員 1人
- (6) 学生生活委員会の委員 1人
- (7) 大学院委員会の委員 1人
- (8) 予算委員会の委員 1人
- (9) 教育研究支援室の委員 1人
- (10) 国際交流委員会の委員 1人
- (11) 学術情報拠点運営会議の委員

2 前項第4号から第10号までの委員は、教授会の選考に基づき、学部長が指名する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 第2条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年経済学部規程第7号)

この規程は、平成17年1月12日から施行する。

附 則（平成21年経済学部規程第10号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和6年経済学部規程第3号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。